

## よくある質問 Q&A

Q 学校の部活動で骨折して入院した場合はどうなりますか？

A 学校活動時のケガによる入院については、学校で加入されている補償制度が優先されますので、事前に学校に確認してください。

Q 私は母子・父子家庭医療費受給者証を持っていますが、どうすればよいですか？

A 母子・父子家庭医療費受給者証、障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証（全疾病使用可）をお持ちの方は、これまでどおり受給者証を提示して受診してください。

Q 入院にかかる費用の全てが助成の対象となるのですか？

A 保険対象外の室料差額、選定療養費や食事代などは助成対象となりません。

Q 私はすでに結婚して働いていますが、助成は受けられますか？

A 18歳の年度末までの方であれば、結婚や仕事をしていても入院費について助成が受けられますので、表面の手順に従って申請をしてください。

Q 「18歳の年度末まで」とは、いつまでですか？

A 18歳になった日以後の最初の3月31日までです。

Q 「限度額適用認定証」とは何ですか？

A 医療費が高額になった場合、自己負担限度額（所得等に応じて金額が定められています。）を超えた分が高額療養費として保険者から支給されますが、一時的に高額の医療費を立て替えることになるため、その負担を軽減するためのものです。

保険者からあらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することで、支払いが自己負担限度額までになります。

Q 表面3の手続きで「高額療養費及び付加給付の支給対象となるか確認する」とありますが、なぜですか？

A 保険者が支給する部分については子ども医療費の助成対象とならず、未確認のまま申請すると、保険者と市、両方から助成を受ける恐れがあります。その場合、重複した分については、市へ返還していただくことになります。支給対象となる場合は、高額療養費等の支給の手続きをしてください。

※確認をされていない場合は、受付できませんのでご注意ください！

Q 申請してからどのくらいで入金がありますか？

A 申請してから1~2か月、場合によってはそれ以上かかることもあります。

Q 申請期限はありますか？

A 医療費の支払日から5年間です。